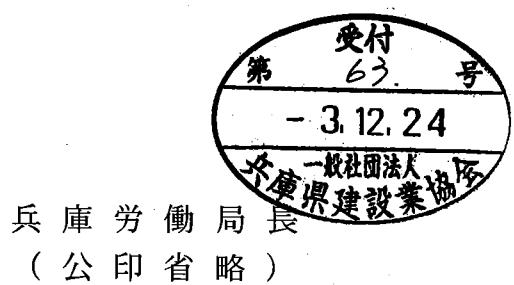


兵労発基 1216 第 6 号
令和 3 年 12 月 16 日

一般社団法人兵庫県建設業協会
会長 殿



兵庫労働局長
(公印省略)

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正
について

日頃より労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令
(令和 3 年厚生労働省令第 188 号) が令和 3 年 12 月 1 日に公布されたこと等を踏まえ、令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 4 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱等を別添のとおり一部改正しました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページURL】

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

【厚生労働省ホームページQRコード】

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて

